

居宅介護支援契約書

第1条（居宅介護支援の目的）

この契約は、介護保険法等の関係法令に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその能力に応じて、自立した日常生活を営むために必要な居宅サービスが適切に利用できるよう事業者・やすらぎ在宅介護支援センターが居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、その計画に基づいて適切な居宅サービスが確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供することを目的とします。

第2条（契約期間）

- この契約の契約期間は、令和____年____月____日から令和____年____月____日までとします。
- 上記の契約期間満了日の7日前までに利用者から更新しない旨の意思表示がない場合は、事業者が利用者に対し契約更新の意思を確認し、契約を同一内容により自動更新いたします。

第3条（居宅介護支援の担当者）

- 事業者は、居宅介護支援の担当者（以下「担当者」という。）として介護支援専門員である職員を選任し、適切な居宅介護支援に努めます。
- 事業者は、担当者を選任し、又は変更する場合は、利用者の状況とその意向に配慮して行うとともに、事業者側の事情により変更する場合にはあらかじめ利用者と協議します。
- 事業者は、担当者に対し、専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意をもってその職務を遂行するよう指導するとともに、必要な対応を講じます。

第4条（居宅サービス計画の変更等）

- 事業者は、利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合には速やかに居宅サービス計画を変更するとともに、これに基づく居宅サービ

スの提供が確保されるようサービス事業者等への連絡調整等を行います。

- 2 事業者は、利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の範囲内でサービス内容等の変更を希望する場合には、速やかにサービス事業者への連絡調整等を行います。

第5条（サービス提供の記録等）

- 1 事業者は、一定期間ごとに「居宅サービス計画」に記載したサービス提供の日の達成状況等を評価し、その結果を書面に記載して、利用者に説明のうえ提出します。
- 2 事業者は、居宅サービスの記録を作成、完了後5年間は適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に応じ、又は実費負担によりそのコピーを交付します。

第6条（解約権）

利用者は、事業者に対しいつでも1週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

第7条（解除権）

事業者は、利用者の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。

第8条（契約の終了）

- 1 次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。
 - 一 第2条の利用者から事前に更新の合意がなされず、契約の有効期間が満了したとき
 - 二 第6条の利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
 - 三 第6条の条件が満たされ、事業者から契約解除の意思表示がなされたとき
 - 四 次の理由で利用者にサービスを提供できなくなったとき
 - (ア) 利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院したとき
 - (イ) 利用者について要介護認定が受けられなかったとき

(ウ) 利用者が死亡したとき

- 2 事業者は、契約の終了にあたり必要があると認められる場合は、利用者が指定する他の支援事業者等への関係記録（写し）の引継、介護保険外サービスの利用に係る市町村への連絡等の連絡調整を行うものとします。

第 9 条（損害賠償）

事業者は、居宅介護支援の実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害について速やかに賠償義務を負います。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

第 10 条（秘密保持）

- 1 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報提供をすることができます。

第 11 条（苦情対応）

- 1 利用者は、提供した居宅介護支援に苦情がある場合又は事業者が作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに苦情がある場合には、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
- 3 事業者は、利用者が苦情申立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いをすることはありません。

第 1 2 条（契約外条項など）

- 1 この契約及び介護保険法等の関係法令で決められていない事項については、介護保険法その他関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者との協議により定めます。
- 2 この契約書は、介護保険法に基づくサービスだけを対象としたものですので、それ以外のサービスを利用者が希望する場合には、別途契約が必要になります。

上記のとおり、居宅介護支援の契約を締結します。

令和 年 月 日

（利用者）住所： _____

名前： _____ 印

電話： _____

上記代理人（代理人を選任した場合）

住所： _____

名前： _____ 印

電話： _____

（事業者） 高岡市美幸町 1 丁目 1 番 5 3 号

医療法人社団 誠林会

理事長 林 健太郎 印

電話： 0 7 6 6 （ 2 8 ） 2 2 5 3